

点検商法



●点検商法

「無料で点検に来た」と訪問し、修理不能、危険、期限切れなど、事実と異なることを言って、必要のない商品等の高額な契約をさせる商法です。ほかにも消火器や布団の相談事例があります。

訪問販売による契約ならば、クーリング・オフをすることができます。

契約を迫られてもその場で応じないで、家族や専門家などに相談する、複数の事業者から見積書を取って価格が適正かどうか確認する、など慎重に対処することが必要です。